

27

完成猶予事由が連続して複数ある場合の後の完成猶予の効力の有無

結論

改正民法上の明文規定がある場合はそれによるが、明文規定がない場合には、原則として後の完成猶予事由による完成猶予の効力を有しないと解する。下記の表参照。

説明

1 問題の提示

改正民法は、改正以前の「時効の中断」をその効果から「完成猶予」と「更新」に分離した。そして、完成猶予事由として、改正147条1項による裁判上の請求等、148条1項による強制執行等、149条の仮差押え・仮処分、150条の催告、151条の協議を行う旨の合意の各事由を規定し、時効の更新は、裁判上の請求等の場合には、改正147条1項各号の事由が終了し、かつ確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときに、強制執行等の場合には申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合を除いて当該手続が終了したときに、生ずると改正した。そのため、実務上、完成猶予事由が連続して複数生じうる可能性があり、そのような場合でも、後の完成猶予事由による完成猶予の効力が生じるのかという問題が生じた。酒井・[民法改正対応版] 時効の管理226

[倒産手続との関係]

80

(根) 抵当権の被担保債権の債務者が個人であって破産免責を受けたとき、(根) 抵当権の消滅時効はどうになるか。

結論

(根) 抵当権それ自体が改正民法166条2項(改正前民167条2項)の20年の消滅時効にかかる。

説明

1 破産免責の効果

破産法248条以下で定められている破産免責手続は、個人である債務者のみを対象とする。そして、破産免責の効力(破253条1項)については、古くから債務消滅説と責任消滅説とが対立しているが、免責された債権自体の消滅時効に関しては、保証債務との関係に関する最判平11・11・9民集53・8・1403は、免責決定の効力を受ける債権は、債権者において訴えをもって履行を請求しその強制的実現を図ることができなくなり、前記債権については、もはや旧民法166条1項に定める権利行使することを得る時を起算点とする消滅時効の進行を観念することができないというべきであるから、破産者が免責決定を受けた場合には、前記免責決定の効力の及ぶ債務の保証人は、その債権についての消滅時効を援用することはできないとして、時効否定説の立場に立つことを明らかにした。

2 免責債権について第三者所有物件上に抵当権がある場合

平成11年の最高裁判決以後も、抵当権の被担保債権が免責された場合の消滅時効に関してはなお未解決であって、私は、次のように解していた。すなわち、「より根本的には、破産法253条2項の法文上、免責は、破産債権者のた

第12章 協議を行う旨の合意

- 46 協議の合意に基づいて協議をし、完成猶予期間中に債務の支払いにつき合意が成立したとき、どのように扱われるか。

結論 支払いの合意が時効期間満了後であっても、時効の更新となると解する。

第12章

説明

1 問題の提示

改正民法151条1項で新設された協議を行う旨の合意がなされたときは、同項1号から3号に定める期間のいずれか早い時までは時効が完成しない。ここでの「時効が完成しない」とは、時効期間の進行を停止するものではなく、時効期間はなお進行するが時効期間の満了による時効の完成を猶予するという効果を生じさせる意味である。

この協議により合意に至らなかったときは、債権者は時効の完成を阻止するための別の手段を考えなければならないが、逆に本来の時効期間が満了した後に、協議の成果として何らかの債権を認める合意が成立するに至ったと

〔遺留分侵害額請求〕

148

遺留分侵害額の請求権(形成権)の1年の消滅時効の起算点はいつか。

結論

贈与等の事実及びこれが遺留分を侵害するものであることを知った時からであるが、遺産のほとんど全部が贈与されれば遺留分を侵害するものであることを認識していたと推認される。

説明

1 遺留分侵害額の請求権

平成30年相続法改正前の民法においては、遺留分に関する権利の行使について「減殺の請求権」の行使と定義していたが(平30法72改正前民1031条・1042条)、改正相続法においては、「遺留分侵害額の請求権」の行使と定義している(平30法72改正民1046条1項・1048条)。また、旧法においては、減殺請求権の行使により、当然に物権的効果が生じ、贈与又は贈与の一部が当然に無効となるとされていたが、改正相続法においては、遺留分に関する権利行使することにより金銭債権が発生することとされた(平30法72改正民1046条1項)。

2 遺留分侵害額の請求権の法的性質と行使

旧法における減殺請求権の法的性質について学説は、形成権説と受贈者に対する財産の引渡請求権とする債権説とに分かれていたが、判例は、形成権説=物権的効果説を採用し、その権利の行使は受贈者に対する意思表示によってなれば足り、いったんその意思表示がされた以上法律上当然に減殺の効力を生じ、その後は減殺請求権そのものについて旧1042条による消滅時効を考える必要はないとする(最判昭41・7・14民集20・6・1183、最判昭51・8・30民集30・1183)。

債権法・相続法改正を盛り込んだ待望の最新版!

〔民法改正対応版〕

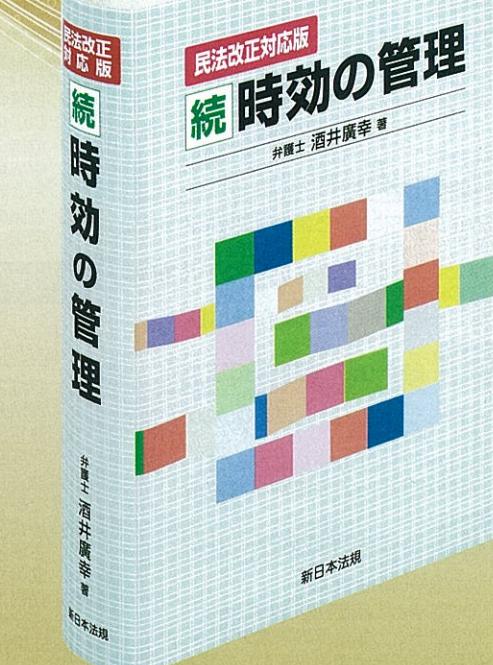
統 時効の管理

著 酒井 廣幸(弁護士)



好評を博した
「民法改正対応版 時効の管理」の
姉妹書!

- ▶ 消滅時効の起算点・時効期間の見直しや商事時効の廃止など、時効法の改正による実務の大幅な変更に対応!
- ▶ 抵当権や破産、民事再生、相続等の分野ごとに改正前後の実務の個別論点を詳細に解説することで、時効に関する様々な疑問点がすぐに解決!
- ▶ 令和元年の最高裁判例から下級審裁判例まで、多くの判例を丹念に検討した本格的な実務書!



A5判・総頁 636頁

定価 7,040円(本体6,400円)

送料 460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



